

専修学校熊本YMCA学院 学 則

第1章 総 則

第1条 本学院は教育基本法及び学校教育法に従い、YMCAの精神に基づき、工業、商業実務及び社会福祉の教育を行い、職業若しくは實際生活に必要な能力の育成をはかり、また文化、教養に関する知識、能力向上の育成を図ることを目的とする。

第2条 本学院は専修学校熊本YMCA学院という。

第3条 本学院の位置を熊本県熊本市中央区新町1丁目3番8号に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

第4条 本学院の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

| 課 程 名 | 学 科 名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 備 考 |
|----------|-----------------|------|------|-----|--------|
| 工業専門課程 | 建 築 科 | 2年 | 40名 | 80名 | 昼間 80名 |
| 商業実務専門課程 | ビジネス総合学科 | 2年 | 30名 | 60名 | 昼間 60名 |
| 商業実務専門課程 | 医 療 秘 書 科 | 2年 | 30名 | 60名 | 昼間 60名 |
| 商業実務専門課程 | 診療情報管理士専攻科 | 1年 | 30名 | 30名 | 昼間 30名 |
| 商業実務専門課程 | ホ テ ル 観 光 科 | 2年 | 30名 | 60名 | 昼間 60名 |
| 社会福祉専門課程 | 健 康 ス ポ ー ツ 科 | 2年 | 30名 | 60名 | 昼間 60名 |
| 社会福祉専門課程 | 介 護 福 祉 学 科 | 2年 | 30名 | 60名 | 昼間 60名 |
| 社会福祉専門課程 | こ ども 保 育 科 | 3年 | 30名 | 90名 | 昼間 90名 |
| 文化教養専門課程 | 日 本 語 科 | 2年 | 40名 | 80名 | 昼間 80名 |
| 文化教養専門課程 | 日 本 語 科 | 1年半 | 30名 | 60名 | 昼間 60名 |
| 文化教養専門課程 | グローバルコミュニケーション科 | 1年 | 20名 | 20名 | 昼間 20名 |
| 文化教養高等課程 | 表現・コミュニケーション学科 | 3年 | 25名 | 75名 | 昼間 75名 |

2 社会福祉専門課程介護福祉学科、文化教養専門課程日本語科、文化教養高等課程表現・コミュニケーション学科については、前項を除き、別途細則を定めるものとする。

第5条 本学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 本学院の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 熊本YMCA創立記念日（10月11日）
- (4) 夏季、冬季、春季休業日は全課程次のとおりとする。
 - ① 夏季休業 8月1日から8月31日まで
 - ② 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
 - ③ 春季休業 3月1日から3月31日まで
- (5) 前項の規定にかかわらず、学院長は休日であっても授業を行い、又は、休業日以外の日であっても授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

第7条 本学院の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

第8条 本学院の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後4時30分までとする。

第9条 本学院に次の教職員をおく。

- (1) 校長(学院長) 1名
- (2) 教員 70名以上
- (3) 事務職員 8名以上
- (4) 学校医 1名

2 学院長は校務を掌り、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第10条 本学院の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校卒業者及びそれと同等以上の学力があると認められた者。

第11条 本学院の入学時期は毎学年の初めとする。

第12条 本学院の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学院の定める入学願書に必要事項を記載して、第19条に定める入学検定料(受験料)を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学院に入学を許可された者は、入学許可の日から所定の日数内に手続を取らなければならない。

第13条 本学院への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

第14条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって休学する場合は、診断書及びその事由を記し、学院長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し学院長の許可を受けなければならない。

第16条 本学院の工業専門課程及び商業実務専門課程及び社会福祉専門課程及び文化教養専門課程において、成績評価に基づき所定の単位を取得した者には、卒業証書を授与する。

2 次の課程、学科の修了者には専門士の称号を授与する。

| | |
|---------------|-------------------|
| 専門士(工業専門課程) | 工業専門課程 建築科 |
| 専門士(商業実務専門課程) | 商業実務専門課程 ビジネス総合学科 |
| | 商業実務専門課程 医療秘書科 |
| | 商業実務専門課程 ホテル観光科 |
| 専門士(社会福祉専門課程) | 社会福祉専門課程 健康スポーツ科 |
| | 社会福祉専門課程 介護福祉学科 |
| | 社会福祉専門課程 こども保育科 |

3 成績評価の方法は試験及びレポート、平常の学習状況などによって行い、各学期毎に

担当講師が評価する。

4 成績評価はA、B、C、Dの4段階とし、Aは80点以上、Bは70点以上、Cは60点以上、Dは60点未満とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とし、合格した授業科目については所定の単位を与える。

第17条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することができる。

第18条 次の各号に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第5章 入学金、授業料その他

第19条 本学院の入学金、授業料は次のとおりとし、生徒は別に定める方法によって納めなければならない。

2 前項の一旦納入した学費は、特別の事情ありと認める他は返却しない。

| 課程 | 学科名 | 受験料 | 入学金 | 授業料 | 実習費 | 施設費 |
|----------------|-----------------|--------|---------|---------|--------|---------|
| 工業専門 | 建築科 | 15,000 | 150,000 | 580,000 | 90,000 | 120,000 |
| 商業 実務 専門 | ビジネス総合学科 | 15,000 | 150,000 | 460,000 | 90,000 | 120,000 |
| | 医療事務情報管理科 | 15,000 | 150,000 | 480,000 | 90,000 | 120,000 |
| | 診療情報管理士専攻科 | — | — | 480,000 | 90,000 | 120,000 |
| | 国際ホテル科 | 15,000 | 150,000 | 460,000 | 90,000 | 120,000 |
| 社会 福祉 専門 | 健康スポーツ科 | 15,000 | 150,000 | 520,000 | 90,000 | 120,000 |
| | 介護福祉学科 | 15,000 | 150,000 | 520,000 | 90,000 | 120,000 |
| | 児童福祉教育科 | 15,000 | 150,000 | 356,000 | 90,000 | 120,000 |
| 文化教養専門 | グローバルコミュニケーション科 | 15,000 | 100,000 | 350,000 | 90,000 | 120,000 |

第20条 健康診断は、毎年1回実施する。

第6章 附帯事業

第21条 本学院の附帯事業として、次の学科をおくものとする。

| 学科名 | 修業年限 | 定員 | 備考 |
|-----------------|-------|------|----|
| 介護福祉士受験コース | 3ヶ月 | 40名 | 夜間 |
| 社会福祉士受験コース | 3ヶ月 | 40名 | 夜間 |
| 社会福祉学科通信制 | 1年6ヶ月 | 120名 | 通信 |
| 単位制通信制高等学校サポート科 | 3年 | 250名 | 昼間 |
| 精神保健福祉学科通信制 | 11ヶ月 | 60名 | 通信 |
| 介護福祉士実務者研修科通信制 | 9ヶ月 | 384名 | 通信 |

2 社会福祉学科通信制、単位制通信制高等学校サポート科、精神保健福祉学科通信制、介護福祉士実務者研修科通信制においては、第22条、第24条は適用外とし、別途細則を定めるものとする。

第22条 昼間の始業及び終業時間は午前9時30分から12時まで、夜間は午後5時から午後8時30分までとする。

第23条 各学科の入学金、授業料等は別に定める。

第24条 第6条1、2、3、第18条の規定は、第21条の附帯事業の学科に準用する。

附 則

- 1 この学則は昭和52年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は昭和61年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は昭和63年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成元年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成2年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成3年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成4年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成5年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成6年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成6年8月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成7年3月17日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成8年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成9年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成10年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成11年7月12日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成13年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成14年3月8日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成14年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成15年2月21日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成15年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成17年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成17年6月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年6月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日より施行する。
- 2 国際経営管理情報科2年、国際ホテル経営管理科2年は、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日より施行する。

- 2 情報ネットワーク科2年、国際マネジメント学科2年は、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日より施行する。
- 2 ビジネスクリエーター科2年は、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成22年7月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成24年3月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成24年5月17日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成24年6月11日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成25年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成28年4月1日より施行する。
- 2 経営ビジネス科2年、医療事務管理学科2年、国際ホテル科2年、生涯スポーツ科2年、老人ケア科2年は、従前の例による。
- 3 社会福祉通信制修業年限の変更に関しては、平成29年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成30年3月7日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成30年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は令和2年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は令和3年4月1日より施行する。